平成２２年（フ）第５２２号
高知市塩屋崎町２丁目11番36号　サニーシャトル202号
債務者　松村　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３０号
高知県南国市陣山66番地の３
債務者　白石　和夫
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３８号
高知市朝倉甲122番地13
債務者　山中　美紀
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５５号
高知市長浜2845番地１　改住80号
債務者　田所五三人
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３号
高知県高岡郡中土佐町久礼6527番地
債務者　濵田　伸二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第５９号
高知県須崎市吾井郷甲900番地２
債務者　永田千津恵
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６０号
高知県高岡郡佐川町永野3020番地
債務者　保岡　義彦
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６５号
高知県須崎市多ノ郷甲1139番地140　雇用促進住宅２棟405号室
債務者　戸田　壽雄
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１０６号
福岡県飯塚市綱分515番地
債務者　甲斐　利恵
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１１１号
福岡県嘉麻市口春781番地８
債務者　松本　敏之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８９号
福岡県久留米市南２丁目13番６―404号
債務者　吉田　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３３号
福岡県久留米市北野町高良1682番地１　プライマリッツ101号
債務者　山城　里恵
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３５号
福岡県小郡市上西鯵坂229番地３
債務者　四ケ所敏光
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７３号
福岡県久留米市上津町1136番地３
債務者　小坪　隆二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７５号
福岡県久留米市藤光町1265番地９
債務者　平田　洋一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２７６号
福岡県久留米市藤光町1265番地９
債務者　馬場ちづ子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０号
大分県日田市大字渡里999番地２　エスペランス５―401号
債務者　高倉　亜紀
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
大分地方裁判所日田支部